

(2) 追納制度の利用の促進

勸 告	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>保険料の免除等が承認された期間は、受給資格期間に算入され、また、受給できる年金額の計算上、保険料を全額納付した場合を基準として、全額免除は2分の1、4分の3免除は8分の5、半額免除は4分の3、4分の1免除は8分の7として反映される（法第27条）。ただし、学生納付特例期間及び納付猶予期間については、受給資格期間に算入されるものの、年金額の計算上は反映されない（法第27条、第90条の3第1項等）。</p> <p>一方、免除等の適用を受けた期間の保険料は、本人の申出により、10年以内の保険料に限り、全部又は一部を追納することができることとされている（法第94条第1項）。追納する場合の保険料額は、当該追納に係る期間の各月の保険料額に経過期間に応じて政令で定められた額を加算した額となる（ただし、免除等の適用を受けた月が追納日から2年以内である場合は加算されない。）。追納が行われたときは、追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなすこととされており（法第94条第4項）、追納することにより、受給できる年金額を増額することができる。</p>	<p>図表3-(2)-①</p>
<p>厚生労働省は、追納制度の利用を促進するため、「国民年金保険料の追納勧奨について」（平成17年7月29日付け庁保険発第0729002号社会保険庁運営部年金保険課長通知。以下「追納勧奨通知」という。）を機構に対して発出し、免除等の適用を受けた期間が2年目及び9年目となる期間を有する者に対し、追納勧奨状の送付を行うよう指示しており、機構は、追納勧奨通知に基づき、毎事業年度の行動計画において、年金事務所に対し、追納勧奨状の送付計画及び送付実績を機構本部に報告するよう指示している。</p>	<p>図表3-(2)-②</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>免除等の適用を受けた期間がある場合、将来受け取ることができる年金額が減少することから、将来の低年金者の発生を抑制するためには、追納制度の利用が促進されることが重要であると考えられる。</p> <p>特に、年金額の計算上は反映されない学生納付特例及び納付猶予については、第1号被保険者数が減少傾向にある中、継続して一定数の者が利用しており、また、納付猶予については、事業運営改善法により、平成28年7月から対象者が30歳未満から50歳未満へと拡大され、今後、利用者の増加が見込まれるが、学生納付特例や納付猶予が承認された期間は、前述のとおり年金額の計算上は反映されないことから、これらの利用者が将来一定額の年金を受け取るためには、追納制度が積極的に利用されていく必要があると考えられる。</p> <p>このような観点から、今回、当省が45年金事務所を対象として追納勧奨</p>	<p>図表3-(2)-③</p>

の実施状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。

#### ア 追納勧奨の実施状況

45 年金事務所における平成 28 年度及び 29 年度（29 年 9 月末まで）の追納勧奨の実施状況を調査したところ、次のとおり、追納勧奨が積極的に行われていない等の状況がみられた。

① 追納勧奨状の送付を全く行っていない年金事務所がみられた（平成 28 年度 6 年金事務所、29 年度 5 年金事務所）。

図表3-(2)-④

② 追納勧奨状は送付しているが、平成 28 年度において、機構本部に報告している追納勧奨状送付予定件数と実際に送付した件数に大きな乖離がある例や、追納勧奨状の送付対象者数は短期的には大きく変動することはないと考えられるにもかかわらず、29 年度の追納勧奨状送付予定件数が 28 年度の送付予定件数に比べ大幅に減少している例など、追納勧奨状の送付計画が形骸化していると考えられる例がみられた。

図表3-(2)-⑤

③ 追納勧奨状の送付以外に、特段の追納勧奨を行っている例はみられなかった。また、調査した年金事務所からは、「追納されても納付率に影響しない（注）ことから、追納勧奨業務は、他の収納対策業務に比べ、実施の優先順位が下がる」、「一度に大量の追納勧奨状を送付した場合、受け取った者からの照会等に対応する体制が準備できない」等、追納勧奨の実施に消極的な意見が聴かれた。

図表3-(2)-⑥

（注）納付率は、納付月数を納付対象月数で除して算出されるが、免除等の適用を受けた月は納付対象月数から除外されるため、後日、追納されたとしても、当該月数は納付月数に計上されない。

一方、中期目標及び中期計画には、追納制度の利用の促進について特段の記載はない。このことについて、機構は、「追納は、納付義務を要しないものとされた保険料について被保険者の希望により納付することができる任意の制度であるため、中期計画等において目標は定めていない」としている。また、機構は、毎事業年度に係る年度計画及び行動計画においても、追納勧奨や追納利用者数に係る具体的な目標等を規定していないが、同様に被保険者の義務とはされていない口座振替の利用については、毎事業年度の行動計画において、口座振替実施率に係る目標を定めている（項目 2 細目 (2) 参照）。

図表3-(2)-⑦

#### イ 追納制度の利用状況

被保険者が厚生労働大臣の承認を受けて追納した期間の月数について、平成 26 年度から 28 年度までの 3 年間の動向をみると、毎年度 300 万月程度、追納額は 300 億円程度となっている。

図表3-(2)-⑧

一方、機構は、これら以外の追納制度の詳細な利用状況（例えば、追納制度を利用できる者に占める実際に利用した者の割合や、追納可能月数（過去 10 年間の免除等承認月数）に占める実際に追納された月数の割合等）については特段把握していない。このため、当省において、機構の資

図表3-(2)-⑨

料等を基に、追納制度の利用状況を試算したところ、免除等が承認された月数に占める追納月数の割合は4.4%にとどまるとの結果であった。

#### ウ 効果的かつ効率的な追納勧奨方策の検討

「国民年金被保険者実態調査」(平成27年12月厚生労働省)の結果によると、保険料免除制度や学生納付特例制度を知っていると回答した者の割合はそれぞれ72.5%、88.2%と高いものの、保険料免除制度を知っていると回答した者のうち追納制度を知っていると回答した者の割合は、申請全額免除者で52.8%、学生納付特例者で55.4%にとどまっており、追納制度の周知が十分に進んでいない状況がうかがえる。

追納制度の利用を促進していくためには、追納制度の周知を推進し、追納の意思及び能力を有する者に対して適切に追納勧奨を行うことが重要であると考えられるが、前述のとおり、機構は、追納制度の詳細な利用状況について特段把握しておらず、追納制度利用者や追納が必要と考えられる層の分析等も行っていない。

このため、当省において、45年金事務所が平成28年度に受け付けた追納申込者のうち無作為に抽出した450人について、追納申込者の年齢、追納申込期間の免除等種別、追納申込期間の属する年度等を分析したところ、次のような傾向がみられた。

- ① 追納申込時点の被保険者の属性をみると、20歳代と30歳代の第2号被保険者の追納申込みが多い。
- ② 年代別の追納申込期間の免除等種別をみると、20歳代と30歳代の追納申込みの大半は学生納付特例又は納付猶予の期間に係る追納である。なお、20歳代の学生納付特例期間への追納申込者の73.5%は第2号被保険者であり、大学等を卒業後、企業等に就職したことにより、経済的余裕が生じ、追納している傾向がうかがえる。
- ③ 追納申込期間の属する年度をみると、平成19年度(免除等の適用を受けた期間が9年目)及び27年度(同2年目)に追納申込みを行った割合が高くなっており、追納勧奨状の送付時期と重なっている状況がみられる。

当省において分析を行った追納制度利用者の属性以外にも、追納勧奨への反応率が高い属性、追納できる経済的余裕があると考えられるにもかかわらず追納制度の利用が低調である属性、将来の年金受給額等からみて追納を促す必要性が高いと考えられる属性等や、追納制度利用者に対する追納勧奨の実施状況を分析することで、より効果的かつ効率的な追納勧奨方策について検討することが可能になると考えられる。

#### 【所見】

したがって、厚生労働省は、低年金者の発生を抑止する観点から、追納

図表3-(2)-⑩

図表3-(2)-⑪

制度の利用の促進を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 次期中期目標において、追納制度の利用の促進を明確に位置付け、機構に対し、追納制度の利用の促進に係る目標の設定、追納勧奨に積極的に取り組むことの奨励等、具体的な方策を検討するよう指導すること。
- ② 機構に対し、追納制度利用者や追納を必要とする層等についての把握・分析等を行った上で、効果的かつ効率的な追納勧奨方策について検討するよう、指導すること。

図表 3-(2)-① 追納に関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

（年金額）

第 27 条 老齢基礎年金の額は、七十八万九百円に改定率（次条第一項の規定により設定し、同条（第一項を除く。）から第二十七条の五までの規定により改定した率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。ただし、保険料納付済期間の月数が四百八十に満たない者に支給する場合は、当該額に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 一 保険料納付済期間の月数
- 二 保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の七に相当する月数
- 三 保険料四分の一免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の一免除期間の月数を控除して得た月数の八分の三に相当する月数
- 四 保険料半額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数及び保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の四分の三に相当する月数
- 五 保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の四分の一に相当する月数
- 六 保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数及び保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の五に相当する月数
- 七 保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の八分の一に相当する月数
- 八 保険料全額免除期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の二分の一に相当する月数

第 90 条の 3 次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者又は学生等であつた被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（学生等である期間又は学生等であつた期間に限る。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第三項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。

- 一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
- 二 第九十条第一項第二号から第四号までに該当するとき。
- 三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2・3 (略)

(保険料の追納)

第 94 条 被保険者又は被保険者であつた者 (老齢基礎年金の受給権者を除く。) は、厚生労働大臣の承認を受け、第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料 (承認の日の属する月前十年以内の期間に係るものに限る。) の全部又は一部につき追納をすることができる。ただし、同条第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料については、その残余の額につき納付されたときに限る。

2・3 (略)

4 第一項の規定により追納が行われたときは、追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

5 (略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 3-(2)-② 「国民年金保険料の追納勧奨について」(平成 17 年 7 月 29 日付け庁保険発第 0729002 号社会保険庁運営部年金保険課長通知) (抜粋)

1 追納勧奨状の作成

実施対象者は、国民年金追納勧奨状(以下「勧奨状」という。)の作成時点において、次のいずれにも該当しない者であって、申請全額免除、若年者納付猶予及び学生納付特例の適用を受けた期間が 2 年目となる期間を有する現存被保険者でない者及び 9 年目となる期間を有する者とすること。

ア 法定免除、申請免除、若年者納付猶予及び学生納付特例となっている者

イ 受給要件判別区分のコードが「10」、「20」、「30」又は「50」の者

2 勧奨状の送付等

ア 勧奨状の送付時期は、地域の実情を考慮してより効果のある時期を設定すること。

イ 勧奨状を送付しても保険料追納の申出がない者については、戸別訪問等の際に併せて勧奨するよう努めること。

ウ 勧奨状の送付に要する経費は、予算の範囲内で別途交付すること。

[参考]

[追納勧奨の見直しについて]

○ 追納勧奨対象者

現行、保険料免除期間が 9 年目及び 10 年目となる追納期限経過直前の者については、平成 3 年度から追納勧奨状の送付を行っているが、追納勧奨の対象者を次のように変更する。

(1) 保険料免除期間が 10 年目に当たる者への勧奨については、当該免除期間を年度単位で見ると勧奨の時期によって 10 年を経過し追納できない月が生じることから、9 年目の勧奨に統一する。

(2) 保険料免除期間が 3 年目以降となると、追納する保険料額はその当時の保険料額に加算額が上乘せされることから、加算が開始される直前の 2 年目の者を対象に新たに実施することとする。ただし、経過期間が非常に短いことから、追納するだけの資力回復が見込まれる資格喪失者に限ることとする。

図表 3-(2)-③ 学生納付特例及び納付猶予の利用者数

区分 年度	第1号被保険者数（万人）				
		うち学生納付特例利用者数		うち納付猶予利用者数	
平成 24	1,834	172	(9.4%)	42	(2.3%)
平成 25	1,805	176	(9.8%)	46	(2.5%)
平成 26	1,742	178	(10.2%)	44	(2.5%)
平成 27	1,668	172	(10.3%)	40	(2.4%)
平成 28	1,575	176	(11.2%)	51	(3.2%)
平成 29	1,505	176	(11.7%)	53	(3.5%)

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 ( ) 内は、各年度の第1号被保険者数に占める割合である。

図表 3-(2)-④ 調査した年金事務所における追納勧奨状の送付状況

年度	平成 28	29
追納勧奨状の送付を行っている年金事務所数	37 (82.2%)	38 (84.4%)
追納勧奨状の送付を行っていない年金事務所数	6 (13.3%)	5 (11.1%)
その他	2 (4.4%)	2 (4.4%)
計	45 (100%)	45 (100%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内は、調査した45年金事務所に占める割合である。

3 平成28年度の「その他」の2年金事務所（七尾及び須磨）は、関係資料が残されておらず、追納勧奨状の送付実績を確認できなかったものである。

4 平成29年度の「その他」の2年金事務所（松山東及び宇和島）は、当省の調査時点（平成29年10月）において、追納勧奨状の送付計画に基づく送付時期が到来しておらず、今後送付予定であるとしていたものである。

図表 3-(2)-⑤ 追納勸奨状の送付計画が形骸化していると考えられる例

① 平成 28 年度の送付実績が送付予定件数と大きく乖離している例

年金事務所	事例の内容			
相模原	(送付予定件数と送付実績)			
	区分	送付予定件数 (①)	送付実績 (②)	②/①
	免除等承認から 2 年目の者	1,000 件 (平成 28 年 7 月送付予定)	1,310 件	131%
	免除等承認から 9 年目の者	20,000 件 (平成 28 年 12 月送付予定)	0 件	0%
	計	21,000 件	1,310 件	6.2%
<p>当該年金事務所では、「追納勸奨状を送付した後、お客様から追納申込書を提出していただく必要があり、古い時期の免除期間を有している方からは、時効により納付できない期間があったりするため、問合せの受電や来訪等が増えることが予想される。追納勸奨に伴う様々な事後対応が予想される中収納対策を重視すれば、免除等承認から 9 年目の方への追納勸奨状の送付は見送らざるを得なかった」としている。また、「このことについて、機構本部から特段の指導等はなかった」としている。</p>				
松山東	(送付予定件数と送付実績)			
	区分	送付予定件数 (①)	送付実績 (②)	②/①
	免除等承認から 2 年目の者	30,000 件 (平成 28 年 11 月送付予定)	7,836 件	-
	免除等承認から 9 年目の者		0 件	-
	計	30,000 件	7,836 件	26.1%
<p>当該年金事務所では、「県内の年金事務所の負担軽減のため、当時の愛媛事務センターが免除等承認から 2 年目の者及び 9 年目の者の両方に追納勸奨状を一括して送付することとしていたものの、追納勸奨状に利用する圧着ハガキの在庫が不足し、発注が間に合わなかったため、2 年目の者に対してのみ送付した」としている。</p>				

② 平成 29 年度の送付予定件数が 28 年度に比べ大幅に減少している例

年金事務所	事例の内容			
相模原	(平成 28 年度及び 29 年度の送付予定件数)			
	区分	平成 28 年度(①)	29 年度 (②)	②/①
	免除等承認から 2 年目の者	1,000 件	1,500 件	150%
	免除等承認から 9 年目の者	20,000 件	0 件	0%
	計	21,000 件	1,500 件	7.1%
<p>当該年金事務所では、「平成 28 年度は、免除等承認から 2 年目の者については前年度の実績に基づき、9 年目の者については県内の他の年金事務所に照会した結果に基づき、それぞれ送付予定件数を計画した。平成 29 年度は、前年度に 9 年目の者に対して追納勧奨状を送付できなかったことから、2 年目の者についてのみ追納勧奨状を 1,500 件送付する計画とした」としている。</p>				
大曽根	(平成 28 年度及び 29 年度の送付予定件数)			
	区分	平成 28 年度(①)	29 年度 (②)	②/①
	免除等承認から 2 年目の者	1,000 件	500 件	-
	免除等承認から 9 年目の者	16,000 件		-
	計	17,000 件	500 件	2.9%
<p>当該年金事務所では、「追納勧奨状の送付計画数については、名古屋広域事務センターから送付されてきた事務処理計画書のサンプルに記載されていた送付対象者の抽出条件の例示どおりとしたものである。平成 29 年度の計画数は 5,000 件の誤りであった可能性があるものの、詳細な事情は不明である」としている。</p> <p>なお、当該年金事務所では、実際には、平成 29 年 6 月に 6,242 件の追納勧奨状を送付している。</p>				
大手前	(平成 28 年度及び 29 年度の送付予定件数)			
	区分	平成 28 年度(①)	29 年度 (②)	②/①
	免除等承認から 2 年目の者	3,500 件	1,000 件	28.6%
	免除等承認から 9 年目の者			
<p>当該年金事務所では、「平成 28 年度は、過年度に未納期間のある方に加え現年度に未納期間のある方に対しても追納勧奨状を送付していたが、現年度の保険料も払えないのに過去の免除期間の保険料の追納などできない旨の苦情がお客様から多数寄せられたことから、29 年度は、現年度に未納期間のある方には追納勧奨状を送付しないこととしたため、追納勧奨状の送付予定件数が前年度に比べ減少した」としている。</p> <p>なお、当該年金事務所では、平成 29 年度の追納勧奨状の送付予定件数を当初 223 件としていたが、機構本部から、年金サービスの観点からお客様に追納制度をお知らせすることは必要であるのに、前年度に比べ送付予定件数を減らしすぎてい</p>				

	る旨の指導を受けたとしている。
--	-----------------

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(2)-⑥ 追納勧奨の実施に関する消極的な意見

意見の分類	意見の概要
納付率の向上につながらない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構本部が目標として示している納付率の向上を最優先事項としているため、納付率の向上につながらない追納については、重点を置いていない。</li> <li>・ 追納制度の利用促進を図ることは納付率には全く影響しないことから、必要性が高くない。</li> <li>・ 追納勧奨に関するデータ（追納勧奨状の発行実績、自主的な追納か勧奨によるものかなど）を抽出するシステムとなっていないため、追納勧奨状を送付したことによる効果は把握できない。納付率に影響しないため、手作業で必要なデータを抽出する必要性を感じない。</li> </ul>
機構本部から特段指示・指導等がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追納の勧奨の重要性を認識しているものの、機構本部及び地域部から示された行動計画や基本方針に勧奨状の送付以外の取組についての記載がない。</li> <li>・ 追納勧奨状の送付が行動計画のとおりには実施できていないことは、行動計画進捗管理表により機構本部にも報告しているが、これを受けて機構本部から具体的な指導や改善方策に係る情報提供等が行われたことはない。</li> <li>・ 追納勧奨状を送付しなかったことについて、機構本部から特に指導等はない。</li> </ul>
追納勧奨を行うことによる負担が大きい、他の業務を優先している	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 免除等承認から9年目を迎える者に限定しても追納勧奨の対象者が膨大であり、対応できない。</li> <li>・ 一度に大量の追納勧奨状を送付した場合、受け取ったお客様からの照会等に対応する体制が準備できない。</li> <li>・ 追納勧奨状を受け取ったお客様から照会があった場合、追納制度の説明から始まり追納順や追納額など説明事項が多く、照会の電話が長時間化すること、追納は被保険者の義務ではなく権利だが、そのことを誤解して苦情を申し立てられる方がいること等から、追納勧奨を行うことは相当の事務負担となる。</li> <li>・ 追納勧奨状を大量に送ると追納申込みへの対応業務が増加して、窓口業務などを圧迫するので、積極的には取り組んでいない。</li> <li>・ 収納対策に重点を置いており、追納勧奨まで手が回らない。</li> <li>・ 年金サービスの一環として追納制度の周知は必要であると認識しているが、業務としての優先度は低い。</li> </ul>
追納は被保険者の義務ではない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追納は義務ではなく本人の意向によるものであり、強制はできず、追納勧奨状の送付は飽くまでも追納制度の周知の一環と考えている。</li> <li>・ 追納は未納と異なり、追納を行うかどうかは本人の意思次第であるため、追納勧奨状の送付により追納制度を周知すればそれで足りる。</li> </ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来的に低年金に陥らないよう、年金サービスの一環として、追納加算が付加される前や時効により追納できなくなる前に該当者に追納勧奨状を送付しているが、それ以上の勧奨（電話、訪問等）は費用対効果が望めない。</li> <li>・ 60歳未満の者の中には、追納を行うよりも任意加入した方が年金の受取額が良くなる場合があり、追納が唯一の手段ではないと考えている。</li> </ul>
-----	--

(注) 当省の調査結果による。

### 図表 3-(2)-⑦ 年度計画等における追納に関する記載

#### ① 日本年金機構 平成 29 年度計画（平成 29 年 3 月 31 日）（抜粋）

<p>I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 国民年金の適用・収納対策</p> <p>(2) 国民年金保険料収納対策 (具体的な取組)</p> <p>① 未納者属性に応じた収納対策</p> <p>年齢や所得、未納月数等、未納者の属性に応じた収納対策を推進し、納付月数を確保するための徹底した納付督促を行うこととし、基本的に、機構は、納付書及び特別催告状等の送付、一定の所得がありながら長期間滞納している方には強制徴収を確実に実施し、市場化テスト受託事業者は、強制徴収対象者以外の方に対する納付督促を実施する。</p> <p>なお、所得が低い等の事情により、本来は保険料免除や納付猶予、学生納付特例の対象となり得る方であるにもかかわらず、申請手続きを行っていないために未納状態となっている方について、免除等制度や追納制度について丁寧に説明した上で、免除等申請勧奨を行う。</p>
--

#### ② 国民年金保険料収納対策にかかる平成 29 年度行動計画策定手順書（平成 29 年 4 月日本年金機構）（抜粋）

<p>4. 取組及び留意事項</p> <p>(1) 納付督促対象者、免除対象者等への取組及び留意事項</p> <p>② 年金事務所が独自に計画する取組</p> <p>以下の取組については、前記①目標達成に向けて必ず実施する取組を実施した上で、各年金事務所の実状を踏まえ効果的な取組を実施すること。ただし、「ス 追納勧奨」については、定期的実施すること。</p> <p>ス 追納勧奨</p> <p>平成 17 年 7 月 29 日庁保険発第 0729002 号「国民年金保険料の追納勧奨について（通知）」に基づき、免除等承認から 2 年目及び 9 年目の者に追納勧奨を実施すること。なお、送付時期については、年金事務所における対策スケジュールを考慮の上、計画すること。</p>
---

図表 3-(2)-⑧ 追納に関するデータ

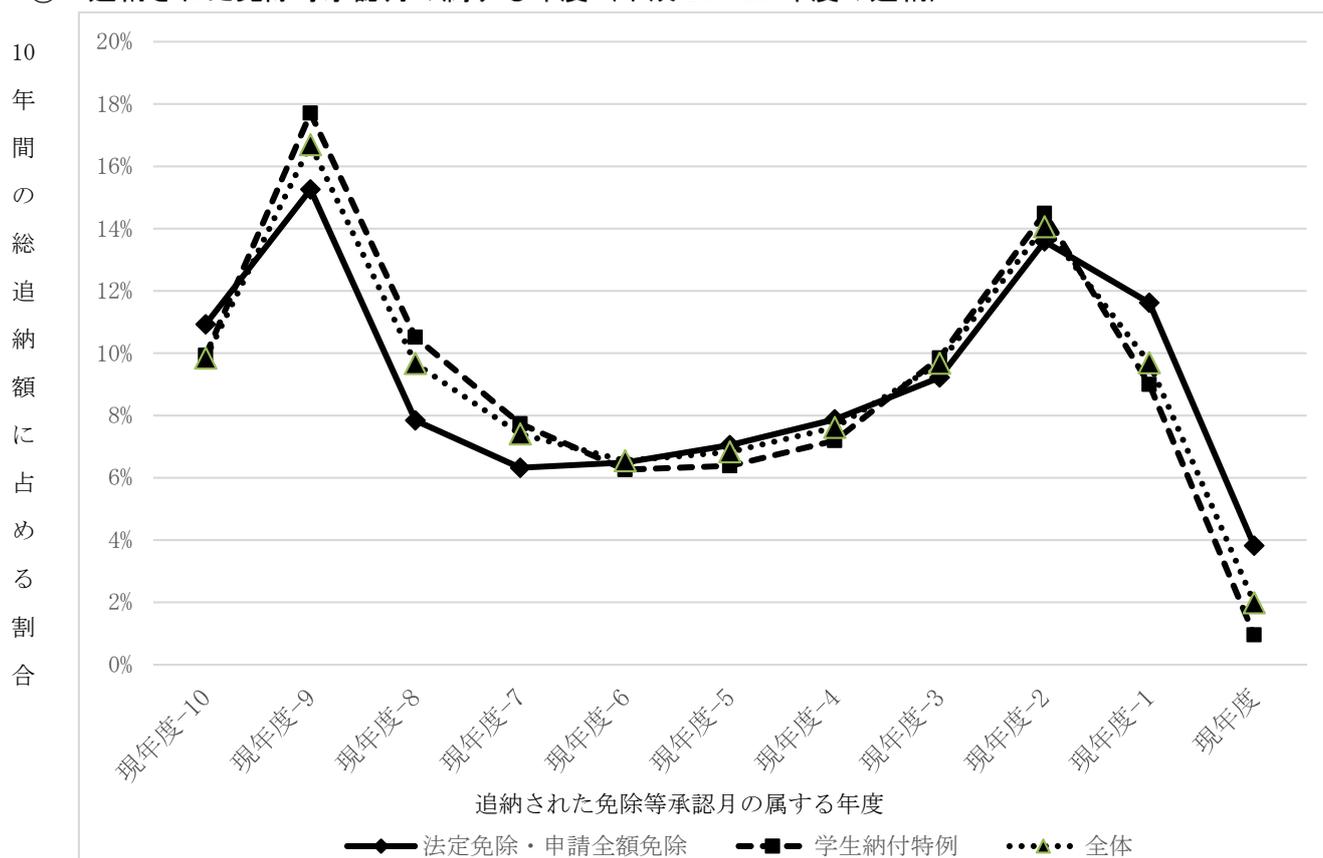
① 追納申込件数、追納件数、追納月数及び追納額

年度	平成 26	27	28
追納申込件数 (件)	不明	不明	221, 976
追納件数 (件)	690, 272	725, 815	711, 620
追納月数 (月)	3, 196, 124	3, 273, 936	2, 989, 976
追納 1 件当たりの追納月数 (月)	4. 6	4. 5	4. 2
追納額 (百万円)	31, 279	31, 071	26, 826
追納 1 件当たりの追納額 (円)	45, 314	42, 808	37, 697
(参考) 保険料収入額 (百万円)	1, 458, 637	1, 513, 858	1, 506, 944
保険料収入額に占める追納額の割合 (%)	2. 1	2. 1	1. 8

(注) 1 機構の資料に基づき、当省が作成した。

2 「保険料収入額」は、年金特別会計国民年金勘定の歳入のうち、保険料収入に計上されている各年度の決算額である。

② 追納された免除等承認月の属する年度 (平成 26～28 年度の追納)



(注) 1 機構の資料に基づき、当省が作成した。

2 本グラフは、被保険者が、どの年度に属する免除等承認月について追納を行ったのかを示すものであり、平成 26 年度から 28 年度までの 3 年度分の追納実績から作成した。

図表 3-(2)-⑨ 追納制度の利用状況の試算

$\text{利用状況} = \frac{\text{(A)のうち、その後10年間に追納された月数 (B)}}{\text{〔}\alpha\text{年度の被保険者数}\times\text{12月〕のうち、免除等が承認等された月数 (A)}}$
--

1. (A) の推計 (〔平成 28 年度の被保険者数×12 月〕のうち、免除等が承認等された月数)

〔平成 28 年度の被保険者数×12 月〕のうち、免除等が承認等された月数 (A)  
 = 〔平成 28 年度の被保険者数×12 月〕のうち、平成 28 年度中に免除等 (注 1) が承認等された月数 (i)

+ 〔平成 28 年度の被保険者数×12 月〕のうち、平成 29 年度及び 30 年度に免除等が承認等されるであろう月数 (ii) (注 2)

(注 1) 全額免除 (法定免除、全額申請免除、学生納付特例、納付猶予)、一部免除 (保険料の 3/4 免除、半額免除、1/4 免除)

(注 2) 免除等の申請は、過去 2 年間遡って可能であるため。

(1) 平成 28 年度中に免除等が承認等された平成 28 年度中の月数 (上記 (i))

① 全額免除月数 : 59,466,145 月 (厚生年金保険・国民年金事業月報 (第 8 表 都道府県別適用状況より))

② 一部免除が承認された月数のうち、保険料が納付されている月数 (注)

保険料の 3/4 免除納付月数 : 1,676,608 月

同半額免除納付月数 : 812,083 月

同 1/4 免除納付月数 : 329,854 月 (納付状況統計表より)

(注) 一部免除の場合は、免除されていない部分の保険料を納付している場合に限り、免除された部分について追納が可能であるため。

⇒ 平成 28 年度中に免除等が承認等された平成 28 年度中の月数 (上記 (i))

59,466,145 月 + 1,676,608 月 + 812,083 月 + 329,854 月 = 62,284,690 月 (ア)

(2) 平成 29 年度及び 30 年度に免除等が承認等されるであろう平成 28 年度中の月数 (上記 (ii)) の推計

① 全額免除月数

平成 27 年度末時点と平成 29 年度末時点とにおける平成 27 年度中の納付対象月数の減少割合から推計 (注)

(注) 全額免除月数は、納付対象月数から除外されるため。

平成 27 年度末時点における平成 27 年度中の納付対象月数 : 13,080 万月

平成 29 年度末時点における平成 27 年度中の納付対象月数 : 12,682 万月

平成 28 年度末時点における平成 28 年度中の納付対象月数 : 12,046 万月 (平成 29 年度の国民年金の加入・保険料納付状況より)

平成 30 年度末時点における平成 28 年度中の納付対象月数の減少推計

$$12,046 \text{ 万月} \times (1 - (12,682 \text{ 万月} \div 13,080 \text{ 万月})) = \underline{\text{約 } 3,665,373 \text{ 月}}$$

② 一部免除納付月数

平成 27 年度末時点と平成 29 年度末時点とにおける平成 27 年度中の一部免除納付月数の増加割合から推計

平成 27 年度末時点における平成 27 年度中の一部免除納付月数

3/4 免除：1,854,347 月

半額免除：869,584 月

1/4 免除：342,150 月（納付状況統計表より）

平成 29 年度末時点における平成 27 年度中の一部免除納付月数

3/4 免除：3,239,798 月

半額免除：1,753,738 月

1/4 免除：828,033 月（納付状況統計表より）

平成 30 年度末時点における平成 28 年度中の一部免除納付月数の増加推計

3/4 免除：1,676,608 月  $\times ((3,239,798 \text{ 月} \div 1,854,347 \text{ 月}) - 1) = \underline{\text{約 } 1,252,656 \text{ 月}}$

半額免除：812,083 月  $\times ((1,753,738 \text{ 月} \div 869,584 \text{ 月}) - 1) = \underline{\text{約 } 825,690 \text{ 月}}$

1/4 免除：329,854 月  $\times ((828,033 \text{ 月} \div 342,150 \text{ 月}) - 1) = \underline{\text{約 } 468,422 \text{ 月}}$

⇒ 平成 29 年度及び 30 年度に免除等が承認等されるであろう平成 28 年度中の月数(上記(ii))の推計

$$\underline{\text{約 } 3,665,373 \text{ 月}} + \underline{\text{約 } 1,252,656 \text{ 月}} + \underline{\text{約 } 825,690 \text{ 月}} + \underline{\text{約 } 468,422 \text{ 月}} = \underline{\text{約 } 6,212,141 \text{ 月 (イ)}}$$

[平成 28 年度の被保険者数  $\times$  12 月]のうち、免除等が承認された月数 (A)  
 $= \underline{62,284,690 \text{ 月 (ア)}} + \underline{\text{約 } 6,212,141 \text{ 月 (イ)}} = \underline{\text{約 } 68,496,831 \text{ 月}}$

**2. (B) の推計 (平成 28 年度に免除等が承認等された期間のうち、10 年後 (平成 38 年度) までに追納される月数)**

平成 28 年度から平成 38 年度までの間、毎年度、平成 28 年度中に行われた過去 10 年間で (平成 18 年度から 28 年度) に属する月数に対する追納と同様の追納が行われるものと想定

$$= \underline{2,989,976 \text{ 月}} \text{ (図表 3-(2)-⑧参照)}$$

**3. 追納制度の利用状況の試算**

$$\begin{aligned} (B) \div (A) &= 2,989,976 \text{ 月} \div \text{約 } 68,496,831 \text{ 月} \\ &= \underline{\text{約 } 4.4\%} \end{aligned}$$

(注) 当省による試算である。

図表 3-(2)-⑩ 「国民年金被保険者実態調査」(平成 27 年 12 月厚生労働省)の結果(抜粋)

① 免除等制度の周知度

区分	周知度
保険料全額・一部免除	72.5%
学生納付特例	88.2%
納付猶予制度	41.6%

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「学生納付特例」の周知度は、調査対象者のうちの「学生」における周知度である。

② 追納制度の周知度

対象者	周知度
保険料免除制度を知っている者全体	53.5%
納付者	57.1%
未納者	46.1%
申請全額免除者	52.8%
学生納付特例者	55.4%
納付猶予者	57.5%

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「未納者」とは、平成 24 年度及び 25 年度の納付対象月の保険料を全期間納付していない者である。

図表 3-(2)-⑪ 追納制度利用者の属性分析の結果

① 追納申込時点の被保険者の属性

(単位:人)

区分	第 1 号		第 2 号		第 3 号		その他		計	
29 歳以下	49	(26.2)	134	(71.7)	4	(2.1)	0	(0.0)	187	(100)
30～39 歳	52	(39.1)	69	(51.9)	9	(6.8)	3	(2.3)	133	(100)
40～49 歳	37	(50.7)	31	(42.5)	5	(6.8)	0	(0.0)	73	(100)
50～59 歳	27	(60.0)	12	(26.7)	6	(13.3)	0	(0.0)	45	(100)
60 歳以上	1	(8.3)	2	(16.7)	0	(0.0)	9	(75.0)	12	(100)
計	166	(36.9)	248	(55.1)	24	(5.3)	12	(2.7)	450	(100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査した 45 年金事務所において平成 28 年度に受け付けた追納申込者のうち、各年金事務所から無作為に抽出した 450 人について被保険者種別・年齢階層別に整理した。

3 ( ) 内は、合計数に占める割合(単位:%)である。

②-1 年代別の追納申込期間の免除等種別

(単位:件)

区分	学生納付特例	納付猶予	全額免除	一部免除	法定免除	計
29歳以下	168 (81.6)	20 (9.7)	14 (6.8)	4 (1.9)	0 (0.0)	206 (100)
30～39歳	62 (37.1)	53 (31.7)	40 (24.0)	11 (6.6)	1 (0.6)	167 (100)
40～49歳	2 (1.8)	2 (1.8)	79 (72.5)	26 (23.9)	0 (0.0)	109 (100)
50～59歳	0 (0.0)	0 (0.0)	44 (75.9)	14 (24.1)	0 (0.0)	58 (100)
60歳以上	2 (13.3)	0 (0.0)	7 (46.7)	6 (40.0)	0 (0.0)	15 (100)
計	234 (42.2)	75 (13.5)	184 (33.2)	61 (11.0)	1 (0.2)	555 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 1人で複数の免除等を申し込んだ者がいるため、総件数(555件)が追納申込者数(450人)と一致しない。

3 ( )内は、合計数に占める割合(単位:%)である。

②-2 追納申込時点の被保険者種別(学生納付特例期間の追納を申し込んだ20歳代の者)

(単位:人)

被保険者種別	第1号	第2号	第3号	計
学生納付特例期間の追納を申し込んだ29歳以下の者	37 (23.9)	114 (73.5)	4 (2.6)	155 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 学生納付特例期間の追納を申し込んだ29歳以下の者155人について、追納申込時点の被保険者種別ごとに整理したものである。

3 ( )内は、合計数に占める割合(単位:%)である。

③ 追納を申し込んだ月数(年度別)

(単位:月)

年度	平成18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
月数	676 (8.4)	1,326 (16.4)	794 (9.8)	618 (7.7)	605 (7.5)	549 (6.8)	608 (7.5)	730 (9.1)	893 (11.1)	977 (12.1)	290 (3.6)	8,066 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( )内は、合計数に占める割合(単位:%)である。